

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく  
第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について  
(平成20年6月17日～7月16日(ダイズ2件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成20年6月17日(火)～7月16日(水)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	4通
整理した意見数	4件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について  
(平成20年6月17日～7月16日 (ダイズ2件))

	該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	意見募集について	当該意見募集の題名では、遺伝子組換えダイズについての意見募集であることが分かりにくいので、題名を変更して再度意見を募集してほしい。	意見募集する遺伝子組換え生物等の案件については、「関連資料、その他」欄に「別添（意見・情報募集の対象となる第一種使用規程の承認申請案件）」として掲載しており、どのような遺伝子組換え生物等について意見を募集しているか分かるようにしています。 しかし、ご指摘を踏まえ、今後パブリックコメントを行うものについては、少なくとも作物名が分かるように題名を改善いたします。 さらに、どのような申請案件か分かるような題名についても、複数作物がある場合や使用等の内容が異なる場合も考慮して、どのような題名が分かりやすく、かつ、簡潔なものになるかについて、関係省庁で検討してまいりたいと思います。	1
2	承認の手続きについて	カルタヘナ法に主務大臣は生物多様性影響が生ずるおそれがないと認めるときは承認しなければならないとあることから、要件を満たしたなら自動的に承認しなければならないはずである。 パブリックコメントを実施すること自体が法の趣旨に反しており、その結果にかかわらず承認すべきである。	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）第三条において主務大臣は、議定書の的確かつ円滑な実施を図るため、「基本的事項」を定めて公表するものとするとき、カルタヘナ法関係6省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）で、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項（以下「基本的事項」という。）を定めて公表しているところです。 パブリックコメントは、基本的事項の第一の1の（2）のハにおいて、「遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる生物多様性影響について国民各層の関心が高いことから、主務大臣は、第一種使用規程の承認に当たって、第一種使用等の内容及び方法に応じ、国民に対し当該承認の申請に係る第一種使用規程等を公表し、それに対して提出された意見及び情報を考慮すること」とされていることから実施しているものであり、法の趣旨に反するものではありません。	1

3	<p>特定の遺伝子組換え種子開発企業のダイズの承認について</p>	<p>農薬メーカーでもある遺伝子組換え種子の一開発企業について、当該企業が販売する農薬と遺伝子組換え種子による環境などへの影響や、海外におけるデータ改ざんの疑いなどを内容とする海外で製作された番組の放送があった。</p> <p>このような企業が開発した遺伝子組換え種子の導入には賛同できない。</p>	<p>我が国で遺伝子組換え農作物を使用する場合、あらかじめ①食品としての安全性に関しては食品安全基本法及び食品衛生法、②飼料としての安全性に関しては食品安全基本法及び飼料安全法、③生物多様性の確保に関してはカルタヘナ法に基づき、それぞれ科学的な評価が行われた上で、使用等の可否が判断される仕組みとなっています。</p> <p>カルタヘナ法においては、今回申請のあった遺伝子組換えダイズについても、生物多様性影響評価実施要領等に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の項目について科学的データに基づいた評価を行い、生物多様性影響が生じるおそれはないと判断し、承認しようとするものです。</p>	1
4	<p>遺伝子組換え生物等の承認の在り方について</p>	<p>我々人類は、やっとヒトゲノムなど一部の生物の遺伝子配列が分かった程度。その生物のライフサイクル全体にわたっての遺伝子の挙動の詳細はこれからの研究である。</p> <p>別添資料2の23頁に「本ベクターの感染性は知られていない」とあるように、現時点で問題がないというのが実態だと思う。</p> <p>ダイズなど主要作物において、多少の増産（あるいは省力化）のために、遺伝子組換えという不可逆的なリスクを冒す必然性があるとは思えない。</p> <p>遺伝子組換えは、「安全性が完全に確認できるまで No!」が肝心だと思う。</p>	<p>遺伝子組換え技術は、人類が抱えるさまざまな課題を解決する有効な手段となる可能性を秘めています。当該技術を利用して作製される生物の中には、食品・飼料としての利用や環境に悪影響を及ぼすものもあると考えられています。</p> <p>このため、我が国において、遺伝子組換え農作物を使用するに当たっては、あらかじめ①食品としての安全性に関しては食品安全基本法及び食品衛生法、②飼料としての安全性に関しては食品安全基本法及び飼料安全法、③生物多様性の確保に関してはカルタヘナ法に基づき、それぞれ科学的な評価が行われた上で、使用等の可否が判断されています。</p> <p>しかしながら、遺伝子組換え技術そのものが、比較的新しい技術であることから、カルタヘナ法においては、第一種使用規程の承認日以降に、科学的な知見の充実などにより生物多様性影響が生じるおそれがあると認められるに至った場合は、当該第一種使用規程を変更又は廃止しなければならないとされているところです（法第7条）。</p> <p>このため、農林水産省及び環境省をはじめ国の関係機関においては、科学的知見の充実を図るため、情報の収集等に努めているところです。</p>	1